

本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、本学の PC 等や情報システムのアカウントを利用する際のパスワード及び個人情報や機密情報の入ったファイルの暗号化やアクセス制限に用いるパスワードに関し、利用者が予め理解しておくべき事項を示すことを目的とする。

本ガイドラインは、PC 等や電子メール等並びに個人情報や機密情報の暗号化やアクセス制限のためのパスワード管理の手順を提供する。

本ガイドラインの対象者

本ガイドラインは、本学の PC 等や情報システムのアカウント及び本学の個人情報や機密情報を取り扱うすべての教職員を対象とする。

I PC 等や情報システムのアカウントのパスワードに関して

1. 利用者は、パスワードの変更について、以下の各号を遵守しなければならない。
 - (1) アカウントが発行されたら速やかに初期パスワードを自己のものに変更すること。初期パスワードのまま情報システムの利用を継続してはならない。
 - (2) アカウント発行者からパスワードの変更の指示を受けた場合には遅滞なくパスワードを変更しなければならない。
 - (3) 変更後のパスワードは変更前のパスワードと類似のものであってはならない。
2. 利用者は、パスワードに使用する文字列について、以下の各号を遵守しなければならない。なお、システムの設定により、文字長や文字種に関して以下のとおり設定できない場合は、できるだけ同等以上の安全性となるような複雑さを有するパスワードとなるように努めること。
 - (1) 10 文字以上の長さとする。
 - (2) 以下の文字集合から最低 2 以上の組み合わせであること。
 - 英大文字 (A~Z)
 - 英小文字 (a~z)
 - 数字 (0~9)
 - システムで使用可能な特殊文字 (@!#\$%&=-+*/.~:;[]|等)
 - (3) 以下の文字列は容易に推察可能であるため、パスワードとして設定してはならない。
 - 利用者のアカウント情報から容易に推測できる文字列 (名前、ユーザ ID、内線、生年月日等)
 - 上記を並べ替えたもの、上記に数字や記号を追加したもの
 - 辞書の見出し語
 - 著名人の名前や地名・商品名等
3. 利用者は、パスワードの管理について、以下の各号を遵守しなければならない。
 - (1) 自己のパスワードを厳重に管理しなければならない。
 - (2) パスワードを知られる (他人に教える、メモを机や PC に貼り付け等) 行為をしないこと。
 - (3) パスワードの使い廻しをしないこと。
 - (4) 使用中のコンピュータにログインしたまま離席する場合は、他者が画面を閲覧したり操作したりすることができないよう、画面のロックを行うこと。
 - (5) ロックし忘れた場合に備えて、画面が自動的にロックされるように設定すること。

- (6) 信頼性が保証できない端末やネットワークを使ってパスワード関連情報を入力しないこと。
4. 利用者は、パスワードを失念あるいは事故が発生した場合について、以下の各号を遵守しなければならない。
- (1) パスワードを忘れた場合には、発行部局に対して、所定の手続きでパスワードのリセットを申請しなければならない。
 - (2) アカウント、パスワードを他者に使用され、またはその危険が発生した場合には、直ちに情報資産管理運用責任者あるいは情報資産管理技術担当者、および発行部局にその旨を報告しなければならない。

II 個人情報や機密情報の入ったファイルの暗号化やアクセス制限のためのパスワードに関して

利用者は、パスワードに使用する文字列について、以下の各号を遵守しなければならない。なお、システムの設定により、文字長や文字種に関して以下のおり設定できない場合は、できるだけ同等以上の安全性となるような複雑さを有するパスワードとなるように努めること。

- (1) 15文字以上の長さとする。
- (2) 以下の文字集合から最低2以上の組み合わせであること。
 - 英大文字 (A~Z)
 - 英小文字 (a~z)
 - 数字 (0~9)
 - システムで使用可能な特殊文字 (@!#\$%&=+*!.,:|等)
- (3) 以下の文字列は容易に推察可能であるため、パスワードとして設定してはならない。
 - ① 利用者のアカウント情報から容易に推測できる文字列 (名前、ユーザ ID、内線、生年月日等)
 - ② 上記を並べ替えたもの、上記に数字や記号を追加したもの
 - ③ 辞書の見出し語
 - ④ 著名人の名前や地名・商品名等